

滑川市農業委員会総会議事録

1. 会議の日時 令和6年7月5日（金） 午後3時から

2. 会議の場所 市役所本館3階大会議室

3. 会議に付した議案等

議案第9号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件
申請人 ●●●● 外1件

議案第10号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件
申請人 ●●●● 外6件

議案第11号 農用地利用集積計画の策定について
申請人 滑川市長 水野 達夫

- ・農地等の利用の最適化の推進について
- ・農業者年金の加入促進について
- ・農業新聞の購読促進について

4. 委員の出欠

（出席農業委員・7名）
松井 滋樹、澤田 博行、石原 忠則、江下 博、高橋 美彦、新村 剛、
杉本 久美子
（出席推進委員・8名）
黒田 敏弘、石黒 明、岩田 秀雄、浦田 弘、荒舘 正治、滝川 裕子、
開田 豊一、伊藤 久義
（欠席委員・1名）
中屋 作之

5. 事務局（3名）

北野事務局長 大竹係長 村田主査

6. 会議の要旨

午後3時00分 開会

会 長 本日、中屋委員より欠席の届け出が出ております。
それでは、総会の定足数に達しておりますので開会します。
議事録署名委員に、石原 忠則委員、江下 博委員を指名します。
これより議案審議に入ります。

会 長 議案第9号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する件につ
いて、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 （議案第9号1番について朗読及び説明）
申請地は、●●●●、外2筆、畑です。
申請地は、●●●●に宅地を挟んで面する農地です。
申請地は、所有者が●●●●に転出し、長らく休耕していましたが、こ
の度、申請地に隣接する空き家を申請者が取得し、併せて隣接する農地を
取得することを計画したものです。現況は砂利等が敷かれ耕作には不向き
ですが、今後、住宅の改修と同時に耕運機等を購入して、少しずつ耕作し、
さといも、きゅうり、にら等家庭菜園として活用していく予定です。

会 長 地区担当委員の補足説明ですが、●●●●委員からこの件につきまして
は、農地の（権利）移動に問題ないと聞いております。最適化推進委員の補
足説明をお願いします。

推進委員 現地確認してきましたが、今事務局から説明のあった通りで、これから
農業するのは大変だと思いますが、滑川に移住して農業されるのであれば
頑張ってほしいと思いますので、許可したいと思います。

会 長 この件に関しまして、ご意見ご質問ありませんでしょうか。
（各委員から「異議なし」の発言あり）
それでは、この案件は許可することといたします。

会 長 では、事務局より次の説明をお願いします。

事 務 局 （議案第9号2番について朗読及び説明）
申請地は、●●●●、田です。
申請地は、●●●●から海側に入った農道に面する農地です。
申請地は●●●●に近く、周囲には●●●●、●●●●があり、●●●●
●、●●●●の幹線道路にも近くなっています。申請者は●●●●として
●●●●を設立し農業を営んでおり●●●●を中心に●●●●などを栽
培し、●●●●なども積極的に行っています。この度農業経営拡大を計画

	し、申請地を取得し、●●●●を●●●●することを考え申請したものです。地目は田ですが、元々が畑の状態であり、必要な面積を分筆して取得するものです。	推進委員	●●●●委員と現地を確認してきました。市街地（住宅地）のような場所なので、特に問題ないと思います。
会 長	この件につきましても地区担当の●●●●委員から、農地の(権利)移動には問題ないと聞いております。最適化推進委員の補足説明をお願いします。	会 長	この件に関しまして、ご意見ご質問ありませんでしょうか。 (各委員から「異議なし」の発言あり) それでは、この案件は県へ進達することといたします。
推進委員	譲受人の●●●●は●●●●で手広く農業をやっておられます。●●●●以外にこれから●●●●もされるということで(権利)移転には何ら問題はありません。	会 長	では、事務局より次の説明をお願いします。
会 長	この件に関しまして、ご意見ご質問ありませんでしょうか。 (各委員から「異議なし」の発言あり) それでは、この案件は許可することといたします。	事 務 局	(議案第 10 号 2 番について朗読及び説明) 申請地は、●●●●に面する農地です。 申請地は、土地改良事業実施区域内の農地であることから、第 1 種農地と判断されますが、隣接地である譲受人の敷地面積の 2 分の 1 を超えない範囲での転用であり、既存地拡張として例外的に許可できるものと考えられます。 転用理由は、駐車場敷地です。 申請者は、令和●●年に●●●●を●●●●から●●●●に移転した●●●●でも有数の規模を誇る●●●●で、●●●●を世界規模で行っています。この度、●●●●を移転したことにより、●●●●から異動した社員の事業所内の駐車場が不足し、社員等が申請地に隣接する事業所内の通路等に駐車していることにより道路幅が狭く、●●●●の搬出入時の障害になっており、特に降雪時は駐車場も手狭になり、実際に接触事故も起こっています。このことから事業所隣接地に関係者の同意を得、現社員 44 台、新入社員 16 台、計 60 台分の駐車場を整備することを計画したものです。 隣接地との境界にはコンクリート擁壁を設け、整地し、土砂の流出を防止します。雨水は、地下浸透式のアスファルト仕上げとし、地中に埋設する方式の雨水貯留槽を設置し、万が一あふれた場合は、地上のオリフィスを介し V S 側溝と油水分離槽でも受け止めることとしています。
会 長	続きまして、議案第 10 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に関する件について事務局より説明をお願いします。	会 長	この件につきまして、地区担当委員の●●●●委員から転用には問題ないとの意見を聞いております。最適化推進委員の補足説明をお願いします。
事 務 局	(議案第 10 号 1 番について朗読及び説明) 申請地は、●●●●と●●●●に面する農地です。 申請地は、用途地域内（第 1 種住居地域）の農地であることから、第 3 種農地と判断され、許可できるものと考えられます。 転用理由は、住宅分譲地です。 申請者は、●●●●に事務所を構え●●●●を営んでおり、●●●●でも事業を行っています。この度、滑川市内で分譲地を販売することを計画し、候補地を探していたところ、申請地が鉄道駅や商業施設に近く、閑静で生活環境に優れ適地と判断し、関係者の同意を得ることができたことから、4 区画の分譲地として整備することとして今回申請されたものです。 隣接地との境界にはコンクリート擁壁を設け、整地し、土砂の流出を防止します。雨水は、既存前面道路側溝へ放流します。汚水については、公共下水道に接続します。	推進委員	今ほど事務局から説明のあった通りですが、もう一点、●●●●としても全く問題ないと町内会が了解しておりますので、特に問題ないと思います。
会 長	地区担当委員の補足説明をお願いします。	会 長	この件に関しまして、ご意見ご質問ありませんでしょうか。 (各委員から「異議なし」の発言あり)
委 員	27 日に●●●●推進委員と現地確認してきました。特に問題ないと思います。		

	それでは、この案件は県へ進達することといたします。
会 長	では、事務局より次の説明をお願いします。
事 務 局	（議案第 10 号 3 番について朗読及び説明） 申請地は、●●●●●に面する農地です。 申請地は、用途地域内（近隣商業地域）の農地であることから、第 3 種農地と判断され、許可できるものと考えられます。 転用理由は、住宅敷地です。 申請者は、現在●●●●●で、●●●●●と同居しています。●●●●●は●●●●●で●●●●●からの●●●●●は時間がかかるため、●●●●●の滑川市内で適地を探していたところ、申請地が主要道路や商業施設、診療所等に近く、生活環境に優れ適地と判断し、関係者の同意を得ることができたことから、住宅敷地として整備することとして今回申請されたものです。 隣接地との境界にはコンクリート擁壁を設け、整地し、土砂の流出を防止します。雨水は、敷地内既存前面道路側溝へ放流します。汚水については、公共下水道に接続します。
会 長	地区担当委員の補足説明をお願いします。
委 員	先日●●●●●委員と現地確認してきました。●●●●●ということで整備されていますし、周りは住宅地なので特に問題ないと思います。
推進委員	特に問題ないと思います。
会 長	この件に関しまして、ご意見ご質問ありませんでしょうか。（各委員から「異議なし」の発言あり） それでは、この案件は県へ進達することといたします。
会 長	では、事務局より次の説明をお願いします。
事 務 局	（議案第 10 号 4 番について朗読及び説明） 申請地は、●●●●●に面する農地です。 申請地は、用途地域内（近隣商業地域）の農地であることから、第 3 種農地と判断され、許可できるものと考えられます。 転用理由は、住宅分譲地です。 申請者は、●●●●●で●●●●●を営んでおり、●●●●●での実績も多数あります。ちなみに 3 番の案件も●●●●●することから同時申請されたも

	のです。この度、滑川市内で分譲地を販売することを計画し、候補地を探していたところ、申請地が主要道路や商業施設、診療所等に近く、生活環境に優れ適地と判断し、関係者の同意を得ることができたことから、1 区画の分譲地として整備することとして今回申請されたものです。 隣接地との境界にはコンクリート擁壁を設け、整地し、土砂の流出を防止します。雨水は、既存前面道路側溝へ放流します。汚水については、公共下水道に接続します。
会 長	地区担当委員の補足説明をお願いします。
委 員	今説明のあった通りで、3 番の案件の土地の隣ということで、要件も同じであり特に問題ないと思います。
推進委員	特に問題ございません。
会 長	この件に関しまして、ご意見ご質問ありませんでしょうか。（各委員から「異議なし」の発言あり） それでは、この案件は県へ進達することといたします。
会 長	では、事務局より次の説明をお願いします。
事 務 局	（議案第 10 号 5 番について朗読及び説明） 申請地は、●●●●●に面する農地です。 申請地は、用途地域内（第 1 種中高層住居専用地域）の農地であることから、第 3 種農地と判断され、許可できるものと考えられます。 転用理由は、住宅敷地です。 申請者は、現在●●●●●で、●●●●●と同居しています。現住居は、●●●●●が中古住宅として購入したもので、この度の能登半島沖地震で一部損壊し、6 月にも比較的強い地震があり、日常生活に不安が生じたため、現在より海拔の高い地域で新たに住居を構えることを考え適地を探していたところ、申請地が主要道路や商業施設に近く、閑静で生活環境に優れ適地と判断し、関係者の同意を得ることができたことから、住宅敷地として整備することとして今回申請されたものです。 隣接地との境界にはコンクリート擁壁を設け、整地し、土砂の流出を防止します。雨水は、既存前面道路側溝へ放流します。汚水については、公共下水道に接続します。現住居は解体するか、売却するか検討中とのことです。

会 長	地区担当委員の補足説明をお願いします。	事 務 局	（議案第 10 号 7 番について朗読及び説明） 申請地は、●●●●に面する農地です。
委 員	こちらも柳原地区ということで何ら問題ないと思います。		申請地は、土地改良事業実施区域内の農地であることから、第 1 種農地と判断されますが、地域の方に必要な施設、今回の場合は住居の建築ということで、第 1 種農地の集落接続として例外的に許可できるものと考えられます。
推進委員	問題ないと思います。		転用理由は、住宅の建築です。
会 長	この件に関しまして、ご意見ご質問ありませんでしょうか。 （各委員から「異議なし」の発言あり） それでは、この案件は県へ進達することといたします。		申請者は、現在申請地に近い●●●●で●●●●と同居して 10 年ほど経過しました。この度生活の拠点を求めたところ、地域とのつながりや関係性から同じ●●●●で適地を探していたところ、申請地しか候補地がなく、学校等からそう遠くないことから、生活環境に優れ適地と判断し、現況は既に農地ではない状態になっていたため、●●●●などと協議を重ね関係者の同意を得ることができたことから、住宅敷地として整備することとして今回申請されたものです。
会 長	では、事務局より次の説明をお願いします。		隣接地との境界にはコンクリート擁壁を設け、整地し、土砂の流出を防止します。雨水は、既存前面道路側溝へ放流します。汚水については、公共下水道に接続します。
事 務 局	（議案第 10 号 6 番について朗読及び説明） 申請地は、●●●●に面する農地です。 申請地は、用途地域内（準工業地域）の農地であることから、第 3 種農地と判断され、許可できるものと考えられます。 転用理由は、住宅敷地です。 申請者は、現在●●●●で●●●●で居住しています。●●●●は●●●●、●●●●は●●●●にあり、●●●●の滑川市内で適地を探していたところ、申請地が主要道路や商業施設等に近く、生活環境に優れ適地と判断し、関係者の同意を得ることができたことから、住宅敷地として整備することとして今回申請されたものです。 隣接地との境界にはコンクリート擁壁を設け、整地し、土砂の流出を防止します。雨水は、既存前面道路側溝へ放流します。汚水については、公共下水道に接続します。	会 長	地区担当委員の補足説明をお願いします。
		委 員	小さい土地なのですが、今ほど説明のあった通りで、敷地は既にコンクリートで整地されておりまして、田んぼ等（農業）は無理だと思いますので特に問題ないと思います。
		推進委員	特に問題ないと思います。
会 長	地区担当委員の補足説明をお願いします。	会 長	この件に関しまして、ご意見ご質問ありませんでしょうか。 （各委員から「異議なし」の発言あり） それでは、この案件は県へ進達することといたします。
委 員	住宅地の家と家の間にある農地であり、特に問題ないと思います。		
推進委員	問題ないと思います。	会 長	続きまして、議案第 11 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の策定について、事務局より説明をお願いします。
会 長	この件に関しまして、ご意見ご質問ありませんでしょうか。 （各委員から「異議なし」の発言あり） それでは、この案件は県へ進達することといたします。	事 務 局	6 ページをお願いします。利用権設定に伴う議案になります。 農業経営基盤強化促進法の改正による、附則第 5 条第 1 項の規定に基づき、改正前の同法 18 条第 1 項の規定により、7 ページのとおり市が策定した農用地利用集積計画について、農業委員会の意見を求められているもの
会 長	では、事務局より次の説明をお願いします。		

です。

8 ページをお願いします。利用権設定状況、貸し手 1 件、借り手 1 件で、面積合計は 7,266 m²で、新規になります。詳細は 9 ページに記載のとおりです。

会 長 この件に関しましてご意見ご質問ありませんでしょうか。
 （各委員から「異議なし」の発言あり）
 ではこの件につきまして、原案どおり決定ということで市に通知します。

その他

- ・農地利用の最適化の推進の状況について
- ・農業者年金の加入促進について
- ・農業新聞の購読促進について

会 長 これで、審議は終了しました。

午後 3 時 35 分 閉会

上記の議事録が、正当であることの証としてここに署名をする。

令和 年 月 日

農業委員会会長

議事録署名委員

議事録署名委員